

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成6年3月21日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年3月21日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、平成6年3月21日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった5年10月1日より後の6年6月14日付けで5年10月1日の定時決定を取り消し、遡って同年10月1日に訂正されていることが確認できる上、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した記録が、申立人と同様に訂正されているものが5人存在する。

これらを総合的に判断すると、申立人について、被保険者資格の喪失日を平成5年10月1日に訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た6年3月21日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録から、19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、平成5年4月から同年8月までは32万円、同年9月から6年9月までは38万円、同年10月から7年3月までは36万円であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成7年6月1日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年4月1日から7年4月30日まで
② 平成7年4月30日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低額となっている上、申立期間②が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

申立期間①については、一部の給与明細書を所持しており、申立期間②については、平成7年5月31日までA社に勤務していたので、申立期間①の標準報酬月額の記録を訂正し、申立期間②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録から、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額は、当初、平成5年4月から同年8月までは32万円、同年9月から6年9月までは38万円、同年10月から7年3月までは36万円と記録されていたところ、7年5月1日付けで、遡って8万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の元事業主は、「平成5、6年頃から同社の経営が苦しくなり、

社会保険料を滞納していた。当時、社会保険事務所から呼出しを受け、『役員の給与を下げたことにすれば、その分で社会保険料を納めたことにできる。』旨の指導を受けた。」と回答している。

さらに、A社の商業登記簿において、申立人は、申立期間において取締役であったことが確認できるが、同社の元事業主は、「申立人は、社会保険事務を行っておらず、私が申立人の標準報酬月額を下げる届出を行った。」としている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、平成5年4月から同年8月までは32万円、同年9月から6年9月までは38万円、同年10月から7年3月までは36万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、オンライン記録から、当該期間中にA社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員の回答及び申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が当該期間において同社に継続して勤務していたと認められる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成7年4月30日と記録されているところ、当該資格喪失に係る処理は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった同年6月1日より後の同年8月16日付けで行われていることが確認できる上、同日付けで、同社の被保険者76人についても、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者資格の喪失の処理が遡って行われていることが確認できる。

さらに、A社の元事業主は、「申立期間②当時、社会保険料を滞納していた。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年4月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、同年6月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、平成7年3月のオンライン記録から、36万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月 11 日から同年 12 月 1 日まで
A 社（厚生年金保険の適用事業所名は、B 社）に勤務した期間のうち、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。
申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A 社が保管する申立人に係る 2002 年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び同社の回答から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A 社は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、同社が保管する上記源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていないことが確認できる。

また、B 社が加入する C 厚生年金基金から提出された申立人に係る「加入員適用記録照会（基本異動）」及び D 健康保険組合から提出された申立人に係る「被保険者情報照会」において、申立人の資格取得日はいずれも、平成 14 年 12 月 1 日であることが確認でき、オンライン記録において確認できる申立人の同社における厚生年金保険の資格取得日と一致している。

さらに、申立人は、「平成 14 年 5 月に A 社から健康保険被保険者証が送られてきて、それ以降は、会社の被保険者証を使って医療機関を受診した。」としているところ、申立人が、申立期間において受診したとする医療機関は既に閉院しており、照会することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月26日から11年10月29日まで
A社(平成15年5月1日、B社に名称変更)に勤務した申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。
申立期間の一部の源泉徴収票を所持しているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は既に解散している上、同社の商業登記簿において確認できる申立期間当時の事業主二人はいずれも、「資料が無いため、申立人の申立期間に係る保険料の控除については不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、一部の期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるところ、申立人が所持するA社が発行した平成8年分、9年分及び10年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、当該納付済国民年金保険料額及び当該源泉徴収票に記載されている給与・賞与の支払金額から算出した雇用保険料額の合計額におおむね一致している。

さらに、申立人は、「申立期間中は、A社からC社D工場(現在は、E社本社工場)に派遣されて勤務していたが、採用される際に、会社から厚生年金保険の加入についての説明はなかった。」としているが、B社の商業登記簿にお

いて申立期間中に監査役であったことが確認できる者は、「私は、派遣社員の採用面接を担当していた。面接の際に厚生年金保険への加入について希望を聞き、希望する者は加入させていたが、希望しない者は加入させておらず、加入していない者は多かったと思う。」と回答しており、オンライン記録から、申立期間において同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、派遣社員として勤務していたとする被保険者の中には、「採用面接の際に厚生年金保険の加入について希望を聞かれ、加入することを希望した。」と証言している者が複数名いることから、同社では、派遣社員として勤務する従業員を必ずしも一律に厚生年金保険に加入させてはいなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。